

名古屋市駐車場条例の一部改正について

まちづくりと連携しつつ、駐車実態に即した制度へ見直すため、名古屋市駐車場条例を一部改正しましたので、概要についてお知らせします。

改正内容のうち一部を平成29年4月1日から施行し、残りは平成30年1月1日から施行します（指定地区内の免除措置の廃止については平成30年7月1日から施行）。

改正の概要

■ 駐車施設の附置の基準を見直しました（第3条第1項及び第3条の6）

○ 自動車の駐車台数の割合

改正前			改正後			
(㎡/台)			(㎡/台)			
特定用途		非特定用途	特定用途			非特定用途
事務所	その他		事務所	劇場等	その他	
200	250	450	500	350	650	900

指定地区内では、

- ・ 事務所、ホテル、旅館又は学校等の用途に供する部分は、床面積に0.6を乗じて算定【緩和措置】
- ・ 敷地面積500㎡未満は対象外【免除措置】

指定地区を廃止

※特定用途：駐車場法施行令第18条に定める、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途。（劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場）

※劇場等：劇場、映画館、演芸場、結婚式場、料理店、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗

○ 車椅子の利用者のための駐車施設

改正前		改正後	
附置義務台数	うち車椅子用	附置義務台数	うち車椅子用
25台未満	—	15台未満	—
25台以上 50台未満	1台	15台以上 30台未満	1台
50台以上 100台未満	2台	30台以上 50台未満	2台
100台以上	3台	50台以上	3台

■ 駐車施設の附置の特例について、新たな基準を設けました

(第5条第2項から第4項まで)

○ 駐車場の共同化

承認の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の建築物について地区又は地域の地形、交通事情等からみて一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めること・ それぞれの敷地からおおむね300m以内に駐車施設を設けること
-------	---

○ 駐車場の隔地集約化

承認の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めること・ 敷地からおおむね300m以内の場所にある、市長が指定する駐車場内に駐車施設を設けること
-------	---

○ 提案制度による距離の緩和

承認の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 市長が別に定める地区内の建築物であること・ 建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めること・ 敷地から相当の距離にある、市長が指定する駐車場内に駐車施設を設けること・ 当該駐車施設が適切に利用される措置を講じること
-------	--

■ 公共交通利用促進措置等を講じた場合において、附置しなければならない駐車施設の台数を減じることを可能としました(第5条の3)

○ 提案制度による台数の緩和

承認の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 市長が別に定める地区内の建築物であること・ 建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めること・ 公共交通機関の利用の促進に資する措置等を講じること
-------	--

■ 既存建築物にも改正後の条例を適用できるようになりました(附則第2項)

<ul style="list-style-type: none">・ 市長の承認を受けた場合に、既存建築物への遡及適用を認める
--

改正条例の施行日

平成29年4月1日から施行

- ・ 自動車の駐車台数の割合
- ・ 指定地区内の【緩和措置】の廃止
- ・ 車椅子の利用者のための駐車施設
- ・ 上記に係る遡及適用

平成30年1月1日から施行

- ・ 駐車場の共同化
- ・ 駐車場の隔地集約化
- ・ 提案制度による距離の緩和
- ・ 提案制度による台数の緩和
- ・ 上記に係る遡及適用

平成30年7月1日から施行

- ・ 指定地区内の【免除措置】の廃止